

第34回 釧路市農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成30年1月31日 13:30から14:40

2. 場 所 釧路市役所本庁舎 2階第3委員会室

3. 出席委員 2番 河崎 忠委員 4番 福西 範委員 5番 田井 克廣委員
6番 三木 均委員 7番 浅野 徳昭委員 8番 熊坂 隆雄委員
9番 野村 照明委員 10番 佐藤 裕司委員 11番 松下 裕幸委員
13番 細川 裕委員 14番 菊池 隆委員 16番 松永 征明委員
20番 稲場 洋二委員 21番 成田 俊英委員

(以上 14名)

4. 欠席委員 3番 田井 博行委員 12番 佐藤 泰正委員 18番 菊池 利治委員
15番 村上 正人委員 19番 大坂 博文委員

(以上 5名)

5. 参 与 者 農業委員会事務局
事務局長 大西 俊二 事務局長補佐 阿部 浩治 主査 秋元 公宏
主査 高山 直樹 農地業務担当員 小泉真由美 農地業務担当員 藤本 恵美
(以上 6名)

6. 議事日程 会議録署名委員の指名 2番 福西 範委員
3番 田井 克廣委員

会期決定について 平成30年1月31日(1日)

会務概要報告

報告第97号 現況証明願について(市街化区域)
報告第98号 農業経営証明願について
報告第99号 農業委員会のおっせん証明願について
報告第100号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第101号 農地法第18条第6項の規定による通知について
議案第133号 現況証明願について
議案第134号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議長
野村会長

それでは、お時間になりましたので、始めさせていただきます。
お忙しいところお集まり頂きまして、ありがとうございます。
それでは、只今より第34回釧路市農業委員会総会を開催致します。
本日の出席者は14名です。議事録署名人に4番、福西範委員、5番、田井克廣委員を指名しますので、よろしくお願い致します。
なお、会期は本日1月31日の1日と致します。
それでは、事務局より会務概要報告をお願いします。

事務局
阿部局長補佐

会務概要報告を行います。
議案書2ページ目をご覧ください。

(以下 会務概要報告)

議長
野村会長

ただいま事務局から会務概要報告がありましたが、報告のあった分について、何か聞きたいことはありませんか。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、それでは議案の審議に入りますが、その前に報告案件が5件ございます。
報告第97号「現況証明願」について報告して下さい。

事務局
阿部局長補佐

それでは、議案書の3ページにございます、報告第97号「現況証明願」について報告します。

登記簿上の地目が農地となっている土地について、所有権移転等の登記をしようとする場合には、農地法の許可があったことを証する許可証等を添付しなければ登記できないことになっております。

しかし、都市計画法による市街化区域内の農地の転用はあらかじめ農業委員会に所定の事項を届ければ、足りることとなっております。

今回、釧路地区における市街化区域内の現況証明願が1件ございました。

議案書4ページの表の1番は、資料が5ページから7ページにございます。

市街化区域内の[]、他4筆、いずれも公簿地目が畑になっております合計 []㎡の土地について、所有者の[]氏より現況証明願があり、12月27日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は建築済地でしたので、1月4日、会長専決により証明書の発行を行いました。

以上、1件の市街化区域内の「現況証明願」について報告致します。

議長
野村会長

ただいま事務局から説明がありました報告第97号「現況証明願」について質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、次に、報告第98号「農業経営証明願」について事務局より報告して下さい。

事務局
阿部局長補佐

それでは議案書8ページにございます、報告第98号「農業経営証明願」について報告致します。

今回は、阿寒地区で2件の申請がありました。

議案書9ページの別表の1番は、[]の[]から、外国人技能実習生制度の活用のため、農業者である旨の証明書を当該事業の斡旋業者へ提出するために平成30年1月15日に申請があり、農地基本台帳により農業経営を行っていることを確認し、同日、会長専決により証明書の発行を行いました。

議案書9ページの別表の2番は、[]の[]氏から、外国人技能実習生制度の活用のため、農業者である旨の証明書を当該事業の斡旋業者へ提出するために平成30年1月24日に申請があり、農地基本台帳により農業経営を行っていることを確認し、同日、会長専決により証明書の発行を行いました。

以上、2件の農業経営証明願について報告致します。

議長
野村会長

ただいま事務局から説明がありました報告第98号「農業経営証明願」について質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、次に報告第99号「農業委員会のあっせん証明願」について報告して下さい。

事務局
阿部局長補佐

それでは、議案書10ページ目でございます報告第99号「農業委員会のあっせん証明願」について報告致します。

今回は、音別地区で6件の願い出がございました。

議案書11ページの別表の1番は、[]の[]氏より、農地の売買による譲渡所得の特別控除を受けるため、農業委員会のあっせん証明願いの申請がございました。

1番につきましては、平成29年5月26日開催の第26回総会、議案第104号の23番で、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地の利用集積計画により、[]、の一筆、[]㎡の農地について、[]円で[]氏へ売買による所有権移転を行うことについて、審議の結果、可決されております。

次に、議案書11ページの別表の2番は、[]の[]氏より、農地の売買による譲渡所得の特別控除を受けるため、農業委員会のあっせん証明願いの申請がございました。

2番につきましては、平成29年5月26日開催の第26回総会、議案第104号の23番で、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地の利用集積計画により、[]、の一筆、[]㎡の農地について、[]円で[]氏へ売買による所有権移転を行うことについて、審議の結果、可決されております。

また、同じく24番で、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地の利用集積計画により、[]、の一筆、[]㎡の農用地について、[]円で[]氏へ売買による所有権移転を行うことについて、審議の結果、可決されております。

次に、議案書11ページの別表の3番は、[]の[]氏より、農地の売買による譲渡所得の特別控除を受けるため、農業委員会のあっせん証明願いの申請がございました。

3番につきましては、平成29年6月28日開催の第27回総会、議案第110号の10番で、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地の利用集積計画により、[]氏と共有していた[]、他6筆、合計[]㎡の農地について、[]円で[]氏へ売買による所有権移転を行うことについて、審議の結果、可決されております。

次に、議案書11ページの別表の4番は、[]の[]氏より、農地の売買による譲渡所得の特別控除を受けるため、農業委員会のあっせん証明願いの申請がございました。

4番につきましては、平成29年10月31日開催の第31回総会、議案第125号の14番で、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地の利用集積計画により、[]、の一筆、[]㎡の農地について、[]円で[]氏へ売買による所有権移転を行うことについて、審議の結果可決されております。

次に、議案書11ページの別表の5番は、[]の[]氏より、農地の売買による譲渡所得の特別控除を受けるため、農業委員会のあっせん証明願いの申請がございました。

5番につきましては、平成29年10月31日開催の第31回総会、議案第125号の15番で、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地の利用集積計画により、[]、他2筆、合計[]㎡の農地について、[]円で[]氏へ売買による所有権移転を行うことについて、審議の結果、可決されております。

また、同じく16番で、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地の利用集積計画により、[]、の一筆、[]㎡の農地について、[]円で[]氏へ売買による所有権移転を行うことについて、審議の結果、可決されております。

次に、議案書11ページの別表の6番は、[]の[]氏より、農地の売買による譲渡所得の特別控除を受けるため、農業委員会のあっせん証明願いの申請がございました。

6番につきましては、平成29年10月31日開催の第31回総会、議案第125号の17番で、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地の利用集積計画により、[]、他5筆、合計[]㎡の農地について、[]円で[]氏へ売買による所有権移転を行うことについて、審議の結果、可決されております。

なお、証明に当たっては農地基本台帳で確認し、農業委員会のあっせんによる、農地の譲渡である旨、会長専決処理により証明を致しましたので、報告致します。

ただいま事務局から説明がありました報告第99号「農業委員会のあっせん証明願い」について質問等を求めます。

議長
野村会長

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、次に、報告第100号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について報告して下さい。

事務局
大西事務局長

それでは、議案書12ページ目の報告第100号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について報告致します。

平成21年12月15日の農地法改正により、相続などで農地の権利を取得した者は、農地法第3条の3第1項の規定に基づき、その旨を、農業委員会に届け出なければなりません。

今回、釧路地区で1件、音別地区で2件の届出がありました。

議案書13ページ目の表の1番ですが、被相続人■■■■氏が所有していた、■■■■、他5筆、合計■■■■㎡の農地を相続人■■■■氏が平成18年4月29日、相続により所有権を取得したことにより、平成30年1月15日、同氏よりその旨の届出があり、同日、会長専決により受理書を発行致しました。

次に、議案書13ページ目の表の2番ですが、被相続人■■■■氏が所有していた、■■■■、他11筆、合計■■■■㎡の農地を相続人■■■■氏が平成23年10月12日、相続により所有権を取得したことにより、平成29年12月18日、同氏よりその旨の届出があり、同日、会長専決により受理書を発行致しました。

次に、議案書13ページ目の表の3番ですが、被相続人■■■■氏が所有していた、■■■■、他8筆、合計■■■■㎡の農用地を相続人■■■■氏が平成28年11月4日、相続により所有権を取得したことにより、平成30年1月23日、同氏よりその旨の届出があり、同日、会長専決により受理書を発行致しました。

以上3件報告致します。

議長
野村会長

ただいま事務局から説明がありました報告第100号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、報告第101号「農地法第18条第6項の規定による通知」について報告して下さい。

事務局
大西事務局長

それでは、議案書の14ページにございます、報告第101号「農地法第18条第6項の規定による通知について」報告します。

農地法第18条第6項の規定は、農地の賃貸借において、合意解約した場合は、賃貸人、賃借人の当事者は、その旨、農業委員会に通知することになっております。

今回は、釧路地区で3件の通知がありました。

議案書15ページの表の1番は、資料が16ページから18ページにございます。

■■■■氏が所有し、農地利用集積円滑化団体の阿寒農業協同組合が貸主の代理人

となっている[]、他3筆、合計[]㎡の農地について、借主であります[]との間で、平成30年1月15日に合意解約を行い、同日通知がありました。

議案書15ページの表の2番は、資料が16ページ、19ページにあります。
[]氏が所有する[]、の一筆、[]㎡の農地について、借主であります[]氏との間で、平成30年1月15日に合意解約を行い、同日通知がありました。

議案書15ページの表の3番は、資料が20ページ、21ページにあります。
[]氏他6名が所有する[]、の一筆、[]㎡の農地について、借主であります[]氏との間で、平成30年1月15日に合意解約を行い、同日通知がありました。

以上、3件の合意解約について報告致します。

議長
野村会長

ただいま事務局から説明がありました報告第101号「農地法第18条第6項の規定による通知について」質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、続いて、議案の審議にはいります。

議案第133号「現況証明願」について事務局より説明して下さい。

事務局
大西事務局長

それでは、議案書の22ページにあります、議案第133号「現況証明願」について説明致します。

登記の申請をする場合には、次に掲げる情報を、その申請情報と併せて登記所に提供しなければなりません。

権利に関する登記を申請するときは、登記原因について第三者の許可、同意又は承諾を要するときは、当該第三者が許可し、同意し、又は承諾したことを証する情報が必要となります。

今回は、釧路地区から1件の現況証明願の申請がございました。

議案書23ページにあります表の1番ですが、資料は24ページと25ページにあります。

公簿地目が畑である、[]、の一筆、[]㎡の土地について、所有者の[]氏の代理人であります、[]から現況証明願がございました。

1月17日、釧路地区の農業委員3名と事務局職員1名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の原野であると確認致しました。

以上、1件の現況証明書の発給について、ご審議を頂きたく、お願い致します。

議長
野村会長

ただいま事務局から「現況証明願」について説明がありましたが、1番の現地調査結果について、調査委員長の佐藤裕司委員から報告をお願いします。

委員
佐藤裕司委員

議案第133号 現況証明願について、調査報告します。

現況証明願がありました、[]は、[]氏が所有する公簿地目が畑である、[]㎡の土地であり、平成30年1月22日、釧路地区農業委員3名、事務局職員1名で現地調査を実施したところ、当該地は農地採草放牧地以外で、利用状況は原野であることを確認しました。

以上、報告いたします。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

野村会長

佐藤 裕司委員、ありがとうございました。

それでは、議案第133号「現況証明願」について審議致します。

質問、意見を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第133号「現況証明願」について原案に賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長

野村会長

賛成多数と認め、議案第133号「現況証明願」は原案のとおり決定致します。

それでは次に、議案第134号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局

大西事務局長

それでは、議案書の26ページでございます、議案第134号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について説明致します。

今回は、釧路地区で2件の計画がございます。

議案書27ページの表の1番ですが、資料は議案書の28ページから30ページにございます。

[]氏が所有する、[]、他3筆、合計[]㎡の農地について、[]氏へ[]円で売買による所有権移転を行うものです。

次に、議案書27ページの表の2番ですが、資料は議案書の28ページと31ページにございます。

[]氏が所有する、[]、他1筆、合計[]㎡の農地について、[]氏へ[]円で売買による所有権移転を行うものです。

以上、2件の農用地利用集積計画についてご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

野村会長

それでは審議に入りますが、2番につきましては、私の親族に関する案件ですので、議事参与の制限を受けます。

そこで、2番を審議してから1番を審議することと致します。

それでは、ここで議長を会長職務代理者の稲場委員と交代して、私は退室致します。

稲場委員、よろしくお願い致します。

(野村会長退室)

議長代理
稲場委員

野村会長に替わり議長努めさせていただきます、よろしく申し上げます。
それでは、2番を審議します。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長代理
稲場委員

質問がないようですので、採決致します。
議案第134号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の2番について原案に賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長代理
稲場委員

賛成多数と認め、議案第134号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の2番については原案のとおり決定致します。
野村会長は入室して下さい。

(野村会長入室)

議長代理
稲場委員

2番は、原案のとおり決定致しました。
議長を野村会長と交替します。

議長
野村会長

稲場委員、議長ありがとうございました。
次に、1番を審議致します。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

質問がないようですので、採決致します。
議案第134号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の1番について原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

賛成多数と認め、議案第134号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の1番については、原案のとおり決定致します。
これを持ちまして、本日の議事は全て終了致しましたが、他に何かございませんか、なければ本日の総会は閉会といたします。

以上会議の顛末を記載し、真正であることを認めます。

平成30年1月31日

議長 野村 照明

署名委員 福西 範

署名委員 岡 井 克廣

